

建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

平成 31 年 3 月 28 日に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルが改正されました。これに伴い国土交通省から『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』第 20 条第 2 項に基づく要請（ダンピング受注の防止を図るため最低制限価格を見直すこと）がありました。これを受け、公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図る観点等から、本市の最低制限価格の範囲を見直すこととしました。

1 目的

公共工事の品質確保とダンピング受注の防止を図ること

2 対象

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告する予定価格 130 万円超の建設工事

3 最低制限価格の算出方法

(1) 最低制限価格

【最低制限基準額】×【くじによる調整係数】

(2) 最低制限基準額

直接工事費などの工事費項目ごとに、本市独自の算定割合を乗じ、算出した額の合計額（小数点以下切捨て）

4 見直し後の最低制限価格の範囲

(1) これまで

予定価格の概ね 90%

(2) 見直し後

予定価格の 92%を上限

【総務部契約課 工事契約担当】